

議 長 日程第3「議案第2号松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第2号松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成31年3月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則の公布に伴い、超過勤務命令の上限時間等について所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

国におきましては、民間労働法制として、長時間労働の是正のための措置として、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、罰則付きの時間外労働の上限規制が導入されております。本年4月1日から施行されることとなっております。また、国家公務員におきましても人事院規則で超過勤務命令を行うことができる上限を定める措置を講ずることとし、本年4月1日に施行となります。地方公務員につきましても、この人事院規則の改正に準じて超過勤務命令を行うことができる上限を定めるため、本条例の一部を改正するものでございますが、条例の一部改正では、規則にその具体的な条項を規定することとなっております。それでは、本文をごらんいただきたいと存じます。

松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年松田町条例第1号）の一部を次のように改正する。第8条に次の1項を加える。3、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項は規則で定める。

1枚おめくりください。参考資料1でございますが、新旧対照表です。ただいま説明をいたしました第8条に1項追加するものでございます。

1枚おめくりください。参考資料2になります。本条例の施行規則でございます。第8条の4を新たに追加いたしまして、1カ月における超過勤務命令の上限時間、年間の上限時間を規定しているものでございます。

申しわけございません、4ページをお願いできますでしょうか。この規則で定めておりますもととなっております人事院規則のですね、内容で整理した資料でございますので、これをもって説明をさせていただきたいと思えます。中段のア、①、②におきまして、1カ月を45時間、1年360時間を上限とするものを基本としております。イの①、②につきましてもは1年720時間。②については、ここはですね、1カ月100時間未満ということでございます。アの基本を超えて勤務する所属、ほかの所属から、5ページのですね、上段にあります(2)他律的業務から異動してきた職員が配属された職員の上限時間ということになりますけれども、超過時間の緩和措置が加えられて、結果的にはアの基本的な超過時間の上限となるよう措置されるような経過措置がとられるということでございます。

6ページをごらんください。ローマ数字のⅡ、上限時間の特例関係でございますが、大規模な災害についての対応については、この上限規定は適用しないという規定でございます。

さらに7ページの中段、2にあります上限時間を超えて超過勤務を命ずる場合の措置ということですが、災害対応、または上限を超えた勤務命令を行った場合には、時間外に行わなければならない要因の整理、分析及び検証を行わなければならないということを規定してございます。これらを規則に規定しているものでございます。

恐れ入ります、条例改正本文にお戻りください。附則になります。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。採決を行います。議案第2号松田町職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。